

○宮古島市うえのドイツ文化村条例施行規則

平成17年10月 1 日

規則第140号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市うえのドイツ文化村条例（平成17年宮古島市条例第166号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第7条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

(申請資格)

第3条 前条に規定する指定管理者の指定を受けるために申請をしようとするもの（法人以外の団体の場合はその代表者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請資格を有しないものとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しないもの
- (2) 破産者で復権を有しないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定による本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなし、自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に該当するもの

2 前項に掲げるもののほか、条例第1条の設置及び目的に応じ必要とする資格申請については、市長が別に定める。

(申請書等)

第4条 条例第7条に規定する指定管理者の指定申請は、指定管理者指定申請

書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書面とする。

- (1) 収支計画書
- (2) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3) 法人以外の団体の場合は、代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿
- (4) 当該団体の前事業年度の収支（損益）計算書（設立後1年未満の場合は添付を免除する。）、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（選定結果の通知）

第5条 条例第8条に規定する指定管理者の候補者選定結果については、うえのドイツ文化村に係る指定管理者の候補者の選定結果について（様式第2号）により行うものとする。

（指定の通知）

第6条 条例第8条に規定する指定管理者の指定通知は、うえのドイツ文化村に係る指定管理者の指定について（様式第3号）により行うものとする。

（協定の締結）

第7条 条例第9条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、市長と条例第4条に規定するうえのドイツ文化村の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 手数料に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が別に定める事項

（事業報告及び業務の調査等）

第8条 条例第20条の規則で定める事業報告書は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用取消し等の件数及びその理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が別に定める事項

2 市長は、うえのドイツ文化村の管理の適正化を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条第2項の指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により当該管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。なお、この場合、指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。

2 条例第11条第1項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、うえのドイツ文化村の設備等を速やかに原状に回復させなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりうえのドイツ文化村の設備等を損傷し、又は滅失したときは、これにより生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上野村ドイツ文化村設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年上野村規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第4条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮古島市長 様

法人・団体名 \_\_\_\_\_

法人・団体所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

宮古島市うへのドイツ文化村条例第7条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、  
下記のとおり申請します。

記

提出書類

- (1) 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人の場合)
- (2) 団体の代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿(法人以外の団体の場合)
- (3) 事業計画書
- (4) 収支に係る収支計画書
- (5) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長



うえのドイツ文化村に係る指定管理者の候補者の選定結果について

あなたが、 年 月 日付けで申請したうえのドイツ文化村に係る指定管理者の  
指定申請について、下記のとおり選定結果を通知します。

記

選定結果

---

---

---

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長



うへのドイツ文化村に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり貴法人(団体)をうへのドイツ文化村に係る指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 管理業務の範囲

3 利用料金に関する事項

4 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定書により定めるものとする。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）